

医 薬 第 2 0 1 8 号
令和2年(2020年)12月25日

各 病 院 長
各 診 療 所 長 様
各 薬 局 管 理 者

北 海 道 保 健 福 祉 部 長

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について（通知）

インフルエンザ対策の推進につきましては、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、北海道ではインフルエンザの流行に伴う、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。）の安定供給に努めるため、「抗インフルエンザウイルス薬等安定供給方針」を策定しているところです。

今般、厚生労働省医政局経済課長及び同省健康局結核感染症課長通知「抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等について」（令和2年12月14日付け医政経発1214第1号、健感発1214第1号）を踏まえ、今年度においても、別添1のとおり「令和2年度抗インフルエンザウイルス薬等安定供給方針」（以下「方針」という。）を策定しました。

つきましては、この方針に基づく取り組みを実施いただき、抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給が図られるよう、ご協力をお願いします。

また、厚生労働省より次のとおり注意事項が示されておりますので、留意願います。

記

1 注意事項

- (1) 抗インフルエンザウイルス薬等については、過去の流行規模を踏まえ、十分な量の供給が予定されていることから、医療機関等は注文をする際には、備蓄目的での注文は控え、インフルエンザ流行状況や前年度使用実績等を踏まえた注文量となるよう配慮してください。
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用してください。
- (3) インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講じてください。

(連絡先) 地域医療推進局医務薬務課薬務係 電話：011-231-4111 (内線25-330)
